

原本不良

捕獲事件記録

書記	檢察官	擔任評定官	拿捕船名	受理年月日	事件番號
秘地 水田	古橋	佐々木 小野	ケイトヤリト 丁 抹國 ハウスボート	昭和十八年十二月二十一日	第六七八號
抗議期間満了日	終局年月日	訴願期間満了日	拿捕セラレタ ル船長	及指揮官	拿捕シタル艦船部除
昭和十九年九月二十五日	昭和十九年九月八日	昭和十九年八月十九日			上海港務部長
佐世保捕獲審檢所					

佐捕第十九號

原本不良

昭和十八年二月二十八日佐捕乙第九九號
 ヲ以テ擔任評定官指名ノ件檢察官ニ通知濟
 昭和十八年二月二十八日佐捕乙第九二八號
 ヲ以テ事件受理ノ件內閣ニ報告濟
 昭和十九年三月三日佐捕乙第四八號
 ヲ以テ擔任評定官變更ノ件檢察官ニ通知濟
 昭和十九年十月一日佐捕乙第九〇七號
 檢定評定官內閣ニ報告濟
 (佐捕乙第九〇七號ノ以テ)
 昭和十九年十月四日佐捕乙第九〇七號
 檢定評定官內閣ニ報告濟

文書ノ標目	丁數	備考
送付書	一	
船隻検査簿之開示調書	二	
聴取書 (ビーデーリドストロム) 拷問	三	
齋藤六郎	六	
ビーデーリドストロム	九	
押収目録	一三	
證第一群	一四	
聴取書 (ロースミン)	一五	
井本政雄	一八	
齋藤方郎	二〇	
調書書	二二	
立見目録	二三	
立見目録	二四	

佐世保捕獲審檢所

文 書 目 録

丁 數 備 考

右書附寄方申一様書
於宜書日送付 報告書

二五
二六

佐捕第二十一號 日本標準規格B列四號

上港機密第 號

昭和十八年十二月十六日

上海港務部

佐世保捕獲審檢所長官殿

送 致 書



英

ハウスボート (Kate Mary)

右拿捕船舶ニ付審檢手續相成度別紙船舶拿捕ニ
関スル調書相添、此段及送致候

以上

關於船隻時表、地及人並送給
以拿前所函、由審錄、并覽、時表、及人、地、送給、拿前、

ハウスボート (Kato Maru)

送給書
茲將前所覽、審錄、并覽、時表、及人、地、送給、拿前、

昭和十八年十一月十六日
土佐鐵道局 謹



六上

船舶拿手捕ニ関スル調書

1. 船舶拿手捕ノ要目
2. 國籍、船種及船名
3. 當時掲揚ノ有無
4. 總噸數
5. 用途、種別
6. 建造進水年月日
7. 船長其他乘員國籍住所氏名
8. 所有者、國籍住所氏名及法人名稱

ハウスポート (Kato Maru)

不詳

以上ハ軍ニ於テ豫ネテ前心官不調査シ居ラタル情報及次頁料等ニ依リ判明セリ

二 本官官ハ支那方面艦隊司令長官官、命ニ基ク第一號警戒隊指揮官、命ニ依リ前記船舶ヲ臨檢ニタリ

三 本官官ハ前記船舶内ヲ搜索シタル結果第一項記載ノ如ク敵性ヲ有スルコト明瞭ニシテ合于捕スルキモノナルコトヲ確認シテ

不詳

一、警言我隊指揮官ノ命ニヨリ之ヲ合手捕シタリ
 二、臨檢合手捕ノ日 昭和十六年十一月八日
 三、同場所 中華民國上海港内
 四、本官ハ當時船内ニ船舶書類通貨有價證見カ
 五、貴重品及載貨有無ニ付 調査シタルニ之ヲ發見
 セス

昭和十六年十一月八日
 第一警言我隊江上警言我隊
 臨檢士官 齋藤方郎

總 取 書

昭和十八年十一月九日上海在勤海軍武官府ニ於テ支那方面艦隊拿捕船
 處理委員會委員井本敏雄ニ對シビ・デー・リンドストローム (B. D. Lind-
 strom) ハ左ノ陳述ヲナセリ

氏 名	ビ・デー・リンドストローム (B. D. Lindstrom)
現住所	上海市ルー・マレスカ (Rue Maresca) 二五ニアパート一
年 齡	四十四歳 (一八九九年五月二十日)
職 業	令敏厚・ラデオ販賣
出生地	神 戸
國 籍	丁 採

一、私ハ神戶ヲ生レ日本ヲ育チマシタカ十七歳ノ時アメリカニ渡リカリフ
 オルニヤ大學卒業ノ後一九二五年再ヒ日本ニ歸リ日本コロソビヤ音
 器會社ニ入社一九四〇年十二月迄勤メテ居マシタカ・一九四一年二月

昭和十一年四月十四日
 支那方面艦隊司令部
 海軍大尉 井本 敏 雄
 井本 敏 雄

八出采又規則ニナツテ居ルト云ハレマシタノア之カ善後處置ニ付色々
 ト奔走中大東亞戰爭勃發シサンアケートマリ共ニ日本海軍ニ依
 リ拿捕サレマシタ
 石陳述ニ相違ナキコトヲ確認シ左ニ署名セリ
 B. D. Lindstrom

支那方面艦隊司令部
 海軍大尉 井本 敏 雄
 井本

右謄本也

昭和十一年四月十四日

支那方面艦隊司令部
海軍大尉 井本 敏 雄

海軍

西曆十一月十四日
 本署
 上海港務部
 評定官
 海軍大尉
 藤方郎
 為シタル申供左ノ如シ
 中華民國上海市上海港務部
 二月二十四日
 捕獲事件ニ付昭和十九年
 ハウスボート
 三月二十四日

改一字

聽取書

一 氏名ハ	齊藤方郎	ノ爲シタル申供左ノ如シ
一 年齢ハ	當田四十年	
一 職業ハ	上海港務部部員海軍大尉	
一 國籍ハ	帝國	
一 住所ハ	上海港務部	
一 本官ハ	昭和十六年十二月八日帝國が米國及英國ニ對シテ宣戰シタ直後ニ上官	

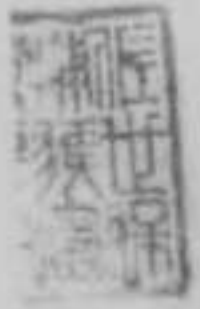
佐世保捕獲審檢所

一本件船舶ハ拿捕當時ニハ國旗ヲ
 掲ゲテ居マセヌデシタ併シ豫テ
 カラノ調査ニ依ルト同船舶ガ
 主トシテ英國人ニ依ツテ組織經
 營セラレテ居タ上海ヨツト俱樂部
 部ノ泊地ニ出入シ又ハ其ノ附近ニ
 繋留セラル、モノデアルコトハ明
 カデアツタノデアリマス又拿捕ノ際
 我ガ同盟國人若ハ中立國人ノ所
 有ニ屬スルモノト認メラル、根據モ
 全然ナカッタノデアリマスソシテ本件
 船舶ハ同時ニ拿捕シタ他ノ英米船

左世界軍艦船

ノ命令ニ依リ本件船舶ハツマボートケートメリヲ拿
 捕致シマシタ其ノ手續ハ本官作成ノ御示シノ
 船舶拿捕ニ關スル調書ノ通リデアリマス
 夫レデ本官ガ施行シタ手續ノ經過ハ同調
 書デ御了解ヲ願ヒマス
 一本件船舶ノ總噸數ハ他ニ同ジ程度ノモノ
 ガ多カッタノデ船体ハ長サ幅深サ等デ特
 定スル様ニシテ直イタノデアリマス
 一寸見タケケデハ總噸數ハ必ズシモ正確
 ニ測ルコトが出来ナイノデ同ジ様ナ船
 舶ノ混同ヲ避ケル爲之ヲ表示シナカッ
 タノデアリマス

第九號ノ一 日本標準規格B列四號



船ノ中ニ混在シテ居タノデ大体英米國
 人ノ所有ニ屬スルモノト認メラル、情況
 ニ在ツタノデ拿捕シタ次第デアリマス
 其ノ後念ノ爲御廳第六九七號事件
 ニ提出シタ税關報告書副本ニモ明
 カナヤウニ税關等ニ照會シ其ノ所有
 者ヲ取調べマシタが依然同盟國人
 若ハ中立國人ノ所有ナルコトハ判明
 シナカッタノデアリマス
 一現在利害關係人ハ所在不明トカ各
 所ニ收容中トカテ取調べ殆ト不
 可能カト思ハレマス

右ハ書記之ヲ錄取シ本人ニ讀聞カセタルニ相違
 ナキ旨陳述シタルニ依リ共ニ署名捺印ス

前同日同所ニ於テ

佐世保捕獲審檢所評定官

佐世保捕獲審檢所書記

通事

申供者

(無)

黒木長雄

高橋方政



高橋方政



聽取書

ハリスポートゲートメリー 捕獲事件ニ付昭和十九年

三月二十八日中華民国上海市在上海海軍武官府ニ於テ

評定官 嵯谷八州夫ニ對シ ビーデー

リンドストローム ノ爲シタル申供左ノ如シ

一 氏名ハ ビーデーリンドストローム (B.D. LINDSTROM)

一 年齢ハ 當四十五年

一 職業ハ 冷蔵庫ラヂオ販賣業

一 國籍ハ 丁株國

一 住所ハ 上海市ルーマレスカニ五ニアパート一

一 私ハ英語ヲ話シ貴官ノ英語ヲ了解スルコトが出来マス

一 私カ丁株國人ナルコトハ相違アリマセヌ

此時評定官ハ記録第

以下總取書目帳本要目英語翻譯シテ讀覽ス

一、前ニ其通り取調官ニ申上ゲタコトハ相違アリマセヌ貴
 國海軍カラ合手捕セラレタハヤスホートケートメリー
 及サレテイハ松カ獨逸國人ロシマシカラ一萬二千
 弗ヲ買受テ現金ヲ支松ヒ松ノ所有トナワタモ一テ
 アリマス其時ノ代金領收證ヲ海軍武官府
 方ニ提出シテ置キマシタガ其ノ後紛失シタサ
 ヲテスカラ更ニ之ヲ證明スルモ提出シ度イト思ヒマス
 一、前調書目ニ在リ上海英國總領事館係官カ言
 ワテ活々規則ヲ取調ベタコトハアリマセヌが私ハ
 丁抹國人ヲ獨逸國人カラ所有權ヲ取得シタコト
 アルカラ其ノ適用ヲ受テナイト思ヒマス

加筆

右ハ書記之ヲ錄取シ本人ニ讀聞カセタルニ相違
 ナキ旨陳述シタルニ依リ共ニ署名捺印ス

前同日同所ニ於テ

佐世保捕獲審檢所評定官

佐世保捕獲審檢所書記

通事

申供者

(無)

Handwritten signatures and official seals of the examining and recording officers.

第二回 聴取書

ハウスボートケートメリー 捕獲事件ニ付昭和十九年

三月二十九日中華民国上海市在上海海軍武官府ニ於テ

評定官 滋谷八州夫ニ對シ ビーデー

リンド ストローム ノ爲シタル申供左ノ如シ

一 氏名 ハ ビーデー リンド ストローム (B.D. LINDSTROM)

一 年齢 ハ 當四十五年

一 職業 ハ 冷蔵庫ヲ修メ販賣業

一 國籍 ハ 丁 採國

一 住所 ハ 上海市ルーマレスカニ五ニアパート

一 先日證據書類ヲ提出シ度イト申上ケテ置

キマレタガ 上買主ノロースマン氏カラ更ニ

出世辭書 滋谷八州夫 上海海軍武官府 昭和十九年三月二十九日

佐世保捕獲審檢所

當時、代人金領收證ヲ作ラテ世員ヒマシタカ
提出致シマス

此一時評定官ハ別紙目録一通リトテ押收シタリ
一、「ケートメリー」及「サンパイク」ヲ使フ時ニハ何
レモ母國旗ヲ掲ケテ居リマシタ
一、私ハ上海ヨット倶楽部、會員アリマセヌ
此、二艘ノ船ハ同倶楽部ヨリ大分離シタ
場所ニ繫イテ置イタトコロヲ人掌捕セラレタ
ノアリマス其、時ハ母國旗ヲ掲ケテ
居タカハ判リマセシテ此、二艘、
船ハ同倶楽部、會員タル英米國人ノ船ト大體同種類トモ
ナシ英米國人等ノ所有ト間違ヒレタカモ知シマセヌ

第九號ノ一 日本標準規格B列四號

右ハ書記之ヲ錄取シ本人ニ讀聞カセタルニ相違
ナキ旨陳述シタルニ依リ共ニ署名捺印ス

前同日同所ニ於テ

佐世保捕獲審檢所評定官

佐世保捕獲審檢所書記

通事

申供者

W. K. ...

(蓋)

佐世保



佐世保



押 收 目 録

番 號	品 目	員 數	被 押 收 者 ノ 住 所 氏 名	備 考
一	代金領収証	一	上海中ルーマレスカニ五ニアパート ヒーネーリンドストロム	

南長 48

佐捕第三十九號ノ二 日本標準印格B列第五號

上海中ルーマレスカニ五ニアパート
ヒーネーリンドストロム
本人ニ借入シタルカニ
此ノ借入金ハ
上海中ルーマレスカニ五ニアパート
ヒーネーリンドストロム
本人ニ借入シタルカニ
此ノ借入金ハ
上海中ルーマレスカニ五ニアパート
ヒーネーリンドストロム
本人ニ借入シタルカニ
此ノ借入金ハ

SHANGHAI, March 23, 1944

I, Henry A. Roseman, German citizen,
Resident Sertificate No.240, hereby
affirm that I sold the houseboats
"Kate Mary" and "Sandy" to Mr. B.D.
Lindstrom, Danish citizen, in May 1941
for the sum of Fapi Twelve Thousand
Dollars only (\$12,000).

The above houseboats were purchased by
me from Mr. Davey.

Signed *Henry A. Roseman*

聴取書

ハウスボートゲートメリー 捕獲事件ニ付昭和十九年

三月二十九日中華民国上海市在上海海軍武官府ニ於テ
評定官 滋谷八州夫ニ對シ
ノ爲シタル申供左ノ如シ

一 氏名ハ ローズマン (ROSEMANN)

一 年齢ハ 當三十八年

一 職業ハ 頭中煙草株式会社社員

一 國籍ハ 獨逸國 (居住證第ニ四〇GRMAN 德國)

一 住所ハ 上海市アベニウイハイグ 五一四

一 貴官ハ獨逸語ニ於テ訊キヤウテアリヌガ
私ハ殆ド獨逸語ヲ了解スルコトガ出来

佐世保捕獲審檢所

マセシ併シ私ハ英語ハ話セルノ事
 一 英語ハ了解スルコトが出来マス
 一 私ハ獨逸國人ナルコトハ相違アリマ
 一 又併シ北京ヲ生レアル方面ハ四月
 一 母國ニ住コトハアリマセ又父ハ獨
 一 逸國人母ハ英國人ナリ小サキ時カラ自
 一 然母一言語ハ育テ来マシタリ
 一 和獨逸語ハ殆ト判ラナクアリ
 マス
 一 私ハ一九四一年四月頃英國人ナリ
 一 ンス氏カラ口ツク氏ヲ通シテハウスボト
 一 「サレキ」及「ケートメリ」ニ艘ヲ

第九號ノ一 日本標準規格B列四號



一 比金一萬二千弗ヲ買取リ一月位持ツテ
 一 居テ同年五月頃丁扶國人リントストロム
 一 氏ニ同い一萬二千弗ヲ賣却シマシタ
 一 一 私ハ此ノ二艘ヲ買取ケタム父ハ船舶
 一 方面ニ技師ナリ小サキ時カラ船ガ好キ
 一 一 アツタリト船一割合ニ德艦ガセカ
 一 一 ヲタカヲ行アリマス
 一 一 又私ハ此ノ二艘ヲ賣却シタリハ國際
 一 一 情勢ガ不安ニナリテ德艦ガ下ニ墮ルガ
 一 一 アツタリテ賣却スルニ井タノト相手
 一 一 リントストロム氏ハ滿州ニ來
 一 一 古イ友人ナリ私ハ買取ケタ時

事情殊ニ甚ク代金等々知フテ居
マシタカラス金ヲ知ラナク人ノヤウニ利益
ヲ取ラレナイノ原價行賣渡シタリテ
リマス
一 此ニ般一賣買ノ日時加一九四一
年四月五日頃印マツタコト相
違アリマセ又

此時評定官ハ証書アリテ示シタリ
一 賣却ノ際リンドストロム氏ニ對シテ金銀
收証ヲ渡シタシタカ甚ク後紛失シタ
サウカスカラス更ニ同じモテ作ワシ同氏ニ渡
シタモテアリマス前モト相違アリマセ又

右ハ書記之ヲ錄取シ本人ニ讀聞カセタルニ相違
ナキ旨陳述シタルニ依リ共ニ署名捺印ス

前同日同所ニ於テ

佐世保捕獲審檢所評定官

佐世保捕獲審檢所書記

[Handwritten signature]
[Red seal]

通事

(無)

申供者

N. Okamoto

聽取書

ハウスボートケートメリー 捕獲事件ニ付昭和十九年

四月 七日 日中軍民同上海市在上海海軍武官府ニ於テ

評定官 遠谷八洲夫ニ對シ 海軍大尉

井本 敏 雄 ノ爲シタル申供左ノ如シ

一 氏名ハ 井本 敏 雄

一 年齢ハ 當三十九年

一 職業ハ 在上海海軍武官府附海軍大尉
支那方面艦隊司令部船舶処理委員

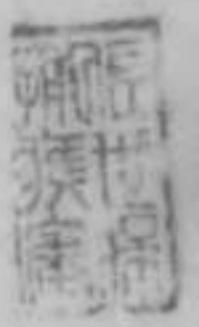
一 國籍ハ 帝國

一 住所ハ 在上海海軍武官府

一 何時頃カリントストロームガ「ケート
メリー」ト「サンライ」ト一般ノ船

左世呆市獲審會斤

上海海軍武官府
 支那方面艦隊司令部船舶處理委員
 井本敏雄ノ爲シタル申供ノ如シ
 昭和十九年四月七日
 遠谷八洲夫
 海軍大尉



一、買取代金領收書類ニ當テ
 官印ニ蓋シテ封入シテ送付スル
 事ニ未ダストカ、アリマス其ノ時
 當武官ノ付、関係書類ヲ取調
 シテ見マシタカ、是當リマス又テ
 シタヤ右ノ同ノカ、蓋出シテ店ル
 事、別ノ所行ハヤノカト思ヒ
 此ノ時詳定官ハ證第一強ク示シ
 リ
 一、私ハ其ノヤウテ領收書類ヲ見
 トハアリマス又

第九號ノ一 日本標準規格B列四號

右ハ書記之ヲ錄取シ本人ニ讀聞カセタルニ相違
 ナキ旨陳述シタルニ依リ共ニ署名捺印ス
 前同日同所ニ於テ
 佐世保捕獲審檢所評定官
 佐世保捕獲審檢所書記
 通事
 申供者
 海軍大尉 井本敏博

(無)

第九號ノ二 日本標準規格B列五號

上海海務部... 捕獲事件ニ付昭和十九年
 四月十四日 中華民国上海市上海港務部ニ於テ
 評定官 澁谷八州夫ニ對シ 海軍大尉
 齊藤方郎ノ爲シタル申供左ノ如シ
 一 氏名ハ 齊藤方郎
 一 年齢ハ 當四十年
 一 職業ハ 上海港務部部員海軍大尉
 一 國籍ハ 帝國
 一 住所ハ 上海港務部
 一 本件船舶ノ平常ノ動靜ハ前回申上分々通り
 デアリマス

第二回聽取書

ハウスボートケートノリー 捕獲事件ニ付昭和十九年

四月十四日 中華民国上海市上海港務部ニ於テ

評定官 澁谷八州夫ニ對シ 海軍大尉

齊藤方郎ノ爲シタル申供左ノ如シ

一 氏名ハ 齊藤方郎

一 年齢ハ 當四十年

一 職業ハ 上海港務部部員海軍大尉

一 國籍ハ 帝國

一 住所ハ 上海港務部

一 本件船舶ノ平常ノ動靜ハ前回申上分々通り
デアリマス

佐世保捕獲審檢所

一、然シ本件船舶ハ上海港、下流、方ニ在ル
浦東東溝クリークデ拿捕シタモノデアリ
マス
一、同クリークハ上海ヨット俱樂部、在ル上海港
、上流閘行ヨリ相當離レテ居リマス然シ
同クリークニハ平常英米國人ガハウス
ボートマヨット等ヲ繫イデ居リ英國
人、船モ其處デ拿捕シタノガアリマス夫
レニ本件船舶ニ付テハ掲揚國旗モナク我
同盟國又ハ中立國、船舶タル證據が見
當ラナカッタ、デ一應敵船トシテ拿捕
シタ、デアリマス

第九號ノ一 日本標準規格B列四號

右ハ書記之ヲ錄取シ本人ニ讀聞カセタルニ相違
ナキ旨陳述シタルニ依リ共ニ署名捺印ス

前同日同所ニ於テ

佐世保捕獲審檢所評定官

佐世保捕獲審檢所書記

佐世保 評定官



通 事

(一)

申 供 者

高安方印



第九號ノ二 日本標準規格B列五號

白賀検察官

佐捕乙第二五九號

事件第六七八號

白賀検察官

昭和十九年六月十日

丁株国ハウスホート

調査書

捕獲事件ニ付事實ノ調査ヲ了ヘタルヲ以テ之
ケリトメリタル艦船部隊指揮官ノ送致書ト共ニ別冊記録ニ
ガ取調書類ハ草摺シタル艦船部隊指揮官ノ送致書ト共ニ別冊記録ニ
編綴致直候送致書ノ附屬書類相添ヘ別冊記録及送付候

昭和十九年六月九日

佐世保捕獲審檢所

擔任評定官

Handwritten signature and seal

佐世保捕獲審檢所 檢察官

中

Faint handwritten text and stamps on the reverse side of the document.

佐捕第三十號

意見書

事件第百八號

丁持國ハズボルトケートメリー
本件事案ヲ精査致候處右ハ敏船ナルコト
以テ捕獲ストノ檢定可相成モノ
ト思料候也

昭和十九年六月二十三日

佐世保捕獲審檢所

檢察官

檢察官

徳永榮吉
古賀俊江

佐世保捕獲審檢所

擔任評定官 湯若ハ州夫 殿

二四

事件番號第六七八號

本件ニ付昭和十九年七月十一日附佐捕乙第二九八號ヲ以テ内閣印刷局業務部官報課竝ニ日本タイムス社ニ左記要領ノ公告掲載方ヲ囑託シタリ

昭和十九年七月十一日

佐世保捕獲審檢所

記

本件船舶ハ帝國海軍ノタメ拿捕セラレ營廳ニ於テ審檢ヲ爲スニ依リ利害關係人ハ公告ノ翌日ヨリ起算シテ三十日以内ニ各船舶毎ニ書面ヲ以テ營廳ニ訴願スルコトヲ得
右公告ス

昭和十九年七月二十日官報竝ニ日本タイムスニ公告掲

録

（Faint, mostly illegible text, possibly bleed-through or a separate document page. Includes a stamp at the top left of the page.)

二

申請書

捕獲事件第 〇七八 號

右事件ニ付利害關係人ヨリ法定期間内ニ亦願書ノ提出
ナキヲ以テ審問ノ手續ヲ爲サズ直ニ檢定相成度候也

昭和十九年 九月 八 日

佐世保捕獲審檢所檢察官

古 附 後 郎

佐世保捕獲審檢所長官 杉浦忠雄 殿

第 五 八 號

報 告 書

本 冊 檢 定 書 牒 本 八 昭 和 十 九 年 九 月 九 日 當 廳 檢 察 官 二
送 付 シ タ リ

昭 和 十 九 年 九 月 九 日

佐 世 保 浦 邊 署 檢 所

警 記

野 田 正 隆



佐捕乙四一

ケートメリ

六七八

右ハ別紙檢定書ノ通解放ト檢定相成確定致候條貴廳ヨリ相當海軍官
衛ニ委囑シ船長其ノ他正當權利者ニ執行トシテ引渡相煩度捕獲審檢
令第三十條ニヨリ此段及囑託候
追而引渡ノ上ハ受領者ヨリ別紙受領書ヲ徴シ回送方御取計相成度
候

昭和十九年十月四日

佐世保捕獲審檢所

檢察官

佐世保鎮守府司令長官 候爵 小松輝久 殿

